

母子生活支援施設の居住環境に関する研究 — 施設空間と支援体制の現状より —

蜂須賀 元 文¹⁾・上 野 勝 代²⁾・佐々木 伸 子²⁾

Residential environments of homes for single mothers

— the status quo of the structures and supporting systems of the homes —

MOTONORI HACHISUKA, KATSUYO UENO, SHINKO SASAKI

Homes for single mothers should play the role of a “residence” until they are on their own. However, little attention has been paid to residential environments of the homes and not enough researches on the homes have been done from the viewpoint of their structures.

This study aims to elucidate the realities of the residential environments of the homes and describe how the residents are actually supported.

Questionnaires were sent out nationwide to 299 homes for single mothers to gather information. Ground plans of the homes were also collected. In addition, we visited homes that were considered to be advanced and interviewed the staff and the residents there.

The results of our research are summarized as follows:

(a) Sixty percent of the homes for single mothers don't function fully as a residence.

(b) Nearly half the homes don't necessarily provide the residents with adequate support because the staff at these homes are off duty at night and on holidays.

(c) The support of most homes doesn't meet the needs of the households of mother and child. That is the reason why the rate of living units used by families of mother and child at each home is low.

(Accepted September 5, 2001)

1 はじめに

母子生活支援施設¹⁾は、敗戦直後「母子寮」として、特に社会的に不利な立場にあった母子家族の保護を主な目的として全国各地で開設された。そして、1998年の児童福祉法の改正を受けて「母子生活支援施設」へと名称変更された。この施設は、子どもとその母親²⁾がともに一定期間そこを「住まい」とし、施設の職員がその家族の生活課題の改善に向けた支援を行うための施設である。

近年のドメスティック・バイオレンス³⁾（以下、DVと略す）に対しての受け皿的役割も期待されており、深

刻化する社会問題からも重要な役割をもっているといえる。

しかし、母子生活支援施設は母子家族に対する重要な支援であるにもかかわらず、問題として取り上げられることは少ない。さらに、居住環境の問題について取り上げられることはほとんどない。

最近では、建物の老朽化に対し、施設の空間的な改善が検討されることは少なく、次々と施設が閉鎖されている状況となっており、今後の対応策が検討されなければならない。

1) 日本ハウス株式会社

Japan House Co., Ltd

2) 京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科

Department of Environmental Design, Kyoto Prefectural University

2 既往研究

これまで、母子生活支援施設については、主に社会福祉分野を中心として研究が行われているが、建築計画分野において母子生活支援施設に関する研究はほとんどなされていない。特に、全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協と略す）では、活発な調査活動が行われており、その内容は、戦後の母子寮の歴史⁴⁾、施設入所者像と施設が行うサービスのあり方⁵⁾などである。

しかし、施設空間についての研究は、全母協などによる調査では面積のみについて行われており、その空間構成の実態を明らかにしたものはない。空間構成についての情報は、一部の熱心な施設職員の個別見学による施設空間の把握にとどまっておき、施設関係者全体での共通認識には至っていないのが現状である。

3 研究の目的と方法

母子生活支援施設は、母子家族などが自立した生活ができるまでの期間、「住まい」の役割を持つにもかかわらず、これまでその居住環境への関心は低く、空間的な視点からの研究がされていない。

そこで本研究では、施設の居住環境と支援内容の実態を明らかとすることを目的とする。

研究方法は、全国の母子生活支援施設（299施設）を対象とした郵送によるアンケート調査および各施設の平面図の収集である。更に、先進的な取り組みとして位置づけられる施設については、見学およびヒアリング調査を行った。

4 調査結果

調査は、全国の母子生活支援施設を対象としたアンケートでは有効配布数が291⁶⁾、有効回収数が192、有効回収率は66.0%⁷⁾であった。

平面図の収集については、母子室が読み取り可能な平面図の回収数は125であり、有効回収率は43.0%であった。

4-1 施設空間の特徴

(1) 主要建物の竣工年

母子生活支援施設は終戦直後に設立されたものが多く、当時の建物の多くは低層で複数棟（母子室棟、管理棟、共用棟など）に分けて建てられた経緯を持ち、その後の建て替えの際に、予算の問題などもあって棟ごとに建て替えが実施されたものも多い。その結果、建設年の異なる建物が混在している。また、増築により階数を増やしている施設もある。

そこで、建物が複数存在する場合の竣工年の決定については、まず、母子室棟を最優先し、母子室棟が複数の場合は母子室数の多い方を優先し、母子室数の違いがそ

れほど見られない場合には新しい方の建物の竣工年を、増築のあった施設については基本となる建物の竣工年をそれぞれ選択し、分析に用いた。

現在の施設の主要建物の竣工年は、1970年代をピークとして分散している。つまり、終戦直後に建てられた多くの施設がこの時期に建て替えられているといえる。

設置・運営主体別にみると、特に公立公営の施設が1970年代に集中している（図1）。

(2) 主要母子室の形態

施設によっては面積別、部屋数別に複数のタイプの母子室を用意していることがあるのだが、ここでは最も多く用意されている形態の母子室を主要母子室として分析に用いた。

各母子室は、非常に狭い面積のなかで部屋の配置が行

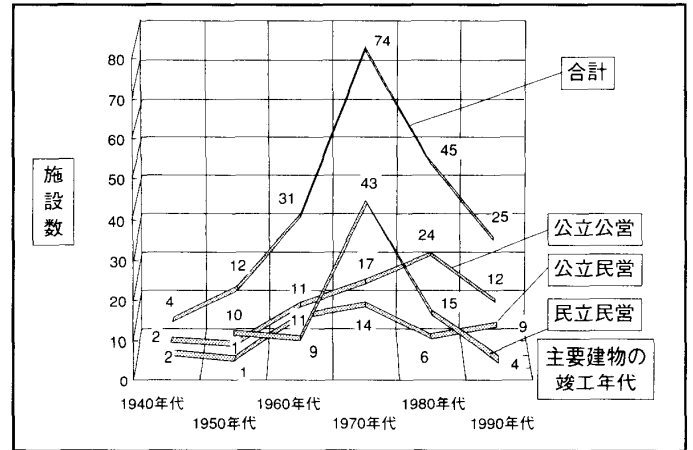


図1 主要建物の竣工年代

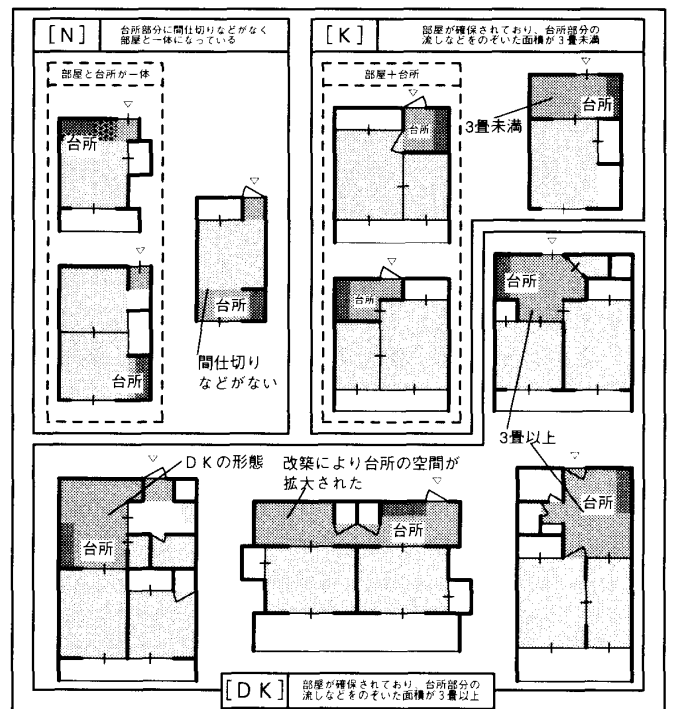


図2 母子室の台所周辺についての分類法

われるため、台所部分の形態が多様になっている。そこで、台所部分については(図2)のように分類することとした。母子室は、台所、便所、浴室の設置の有無と部屋数により分類すると、13タイプにものほり、同種の施設としての基準を見いだすことができないほど多様である。

この背景には施設の新築・建て替えの際に適用される国庫補助面積基準が時代によって徐々に拡大されたことがある⁸⁾。よって、この母子室の多様化は各施設の入所者の傾向にあわせるためのものではなく、施設の制度的、予算的な問題から現れたものといえる。

4-2 年代別施設の特徴

母子生活支援施設は、現在は、児童福祉法の下に位置づけられているが、その前身の母子寮は戦前から存在していた。図3に施設数の推移を示す。この図より、終戦後を三期に分類し、それぞれの年代別の特徴をまとめることとする。

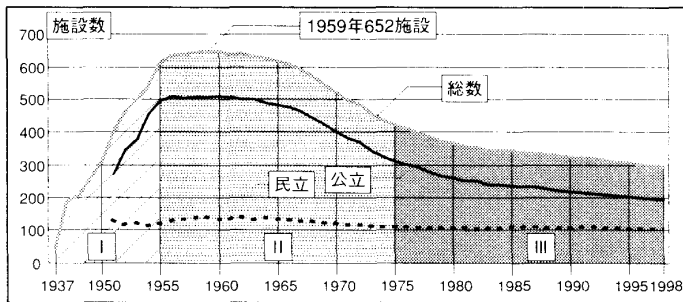


図3 施設数の推移

(1) 戦中・終戦直後の母子寮 [I]

この時代の母子寮は戦中、戦後対策、貧困対策としての意味合いの濃いものであった。当初は、施設数は少なく、1937年母子保護法の制定の時に全国で51施設であった。そして戦後直後、戦争による死別母子家族に住まいを提供し、保護することを主な目的として各地で開設されるようになった。

この時代に建設され、現在も運営されている施設の母子室は、面積的にみて現代の母子家族の住まいとしての機能を果たしていない。したがって、複数の母子室を1家族が使っていたり、複数の母子室を1部屋にするなどの改修が行われている。しかし、それにも限界があり、設備などをあらたに設置することができなくなっており、老朽化の問題が深刻である(図4)。

(2) 高度成長期の母子寮 [II]

戦後、施設数は年々増え続け、1959年には652施設というピークをむかえた。ところが、高度成長期に入ると一転して施設数、入所者数は急激に減少していった。これは、当時の社会的状況による就労機会の増大や、公営住宅提供の影響もあるが、それよりも入所者の母子世帯形成理由が死別から生別へと移行したことによる入所者の「質的変化」⁹⁾という現象が大きくかかわっている。この変化に対応しきれなかった施設が次々に廃止されていったとみられる。

この時代に建設され、現在も運営されている施設の母子室では、面積が徐々に拡大していく様子がわかる。設

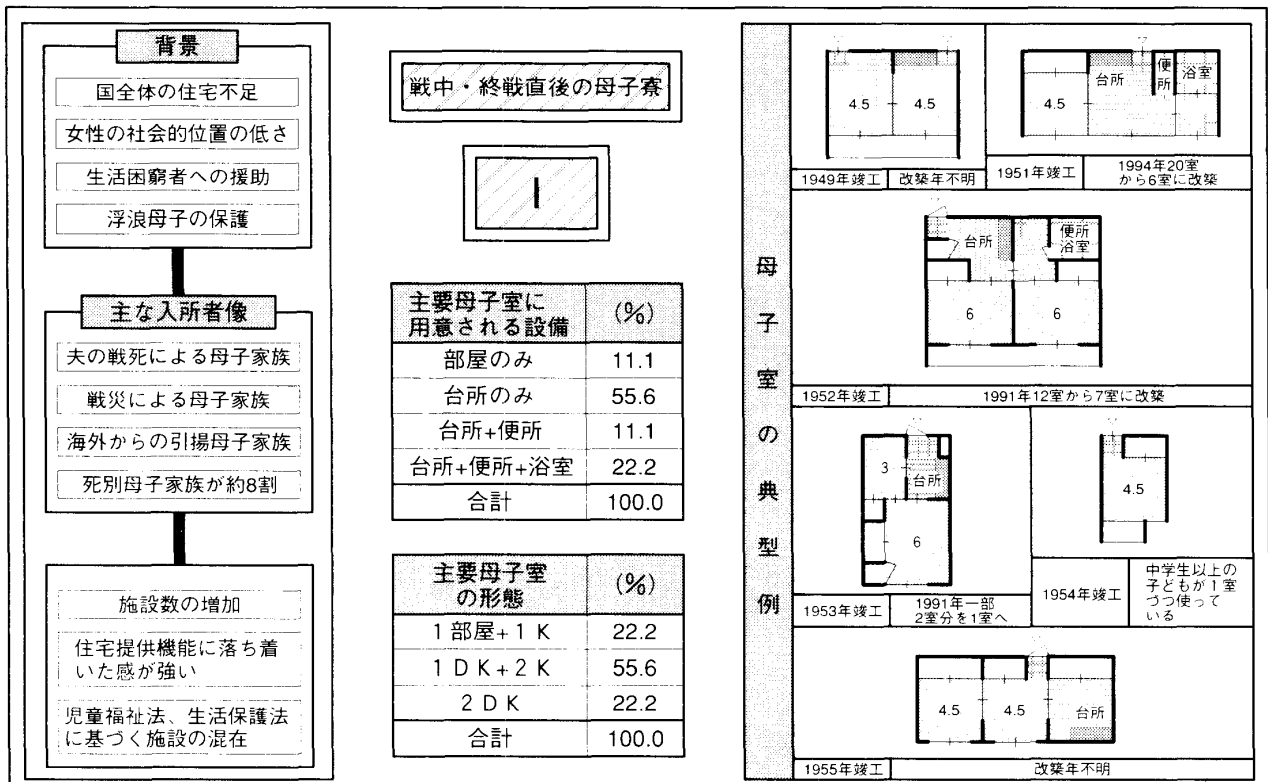


図4 戦中・戦後直後の母子寮

備的には便所が母子室内に設けられはじめる。それは、ある時期を境に標準化したものではなく、各施設の判断で設けられはじめたものである。母子室の部屋数につい

ても、同じ竣工年であってもばらつきがあり、施設ごとの運営方針によって大きな差がみられはじめている(図5)。

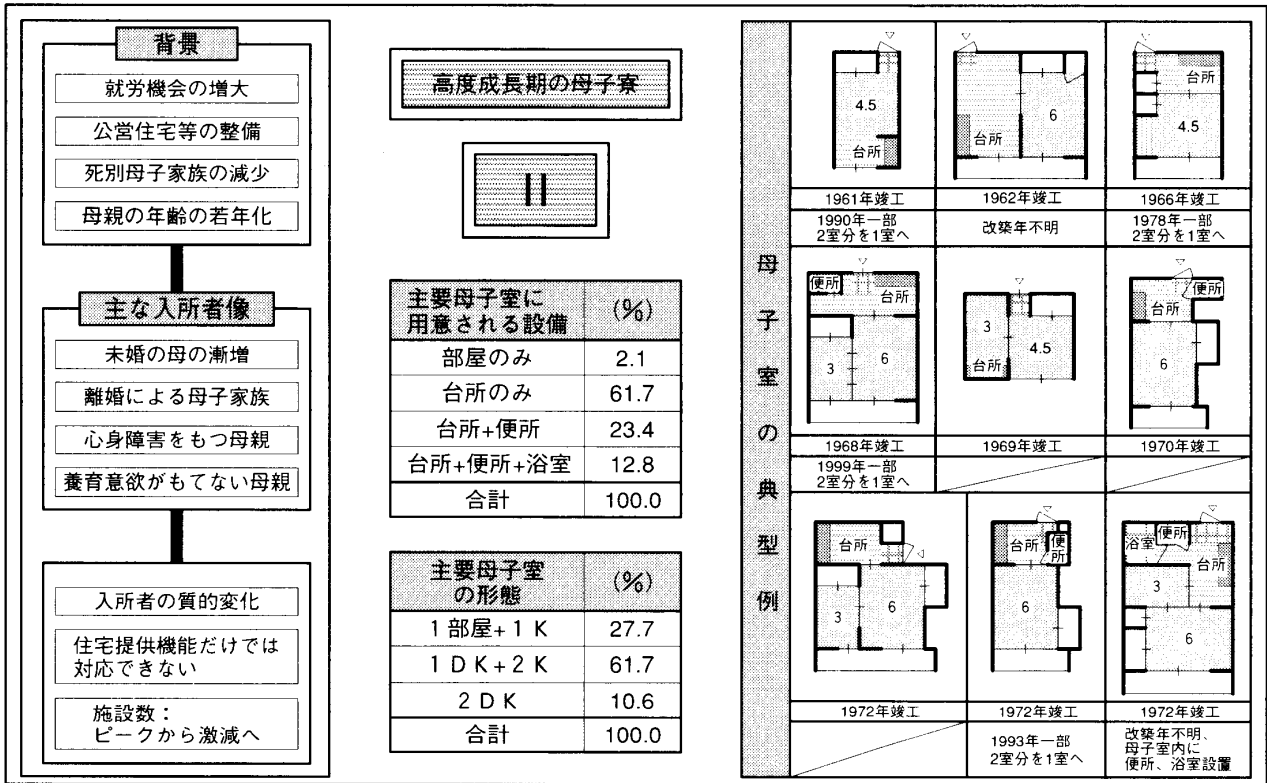


図5 高度成長期の母子寮

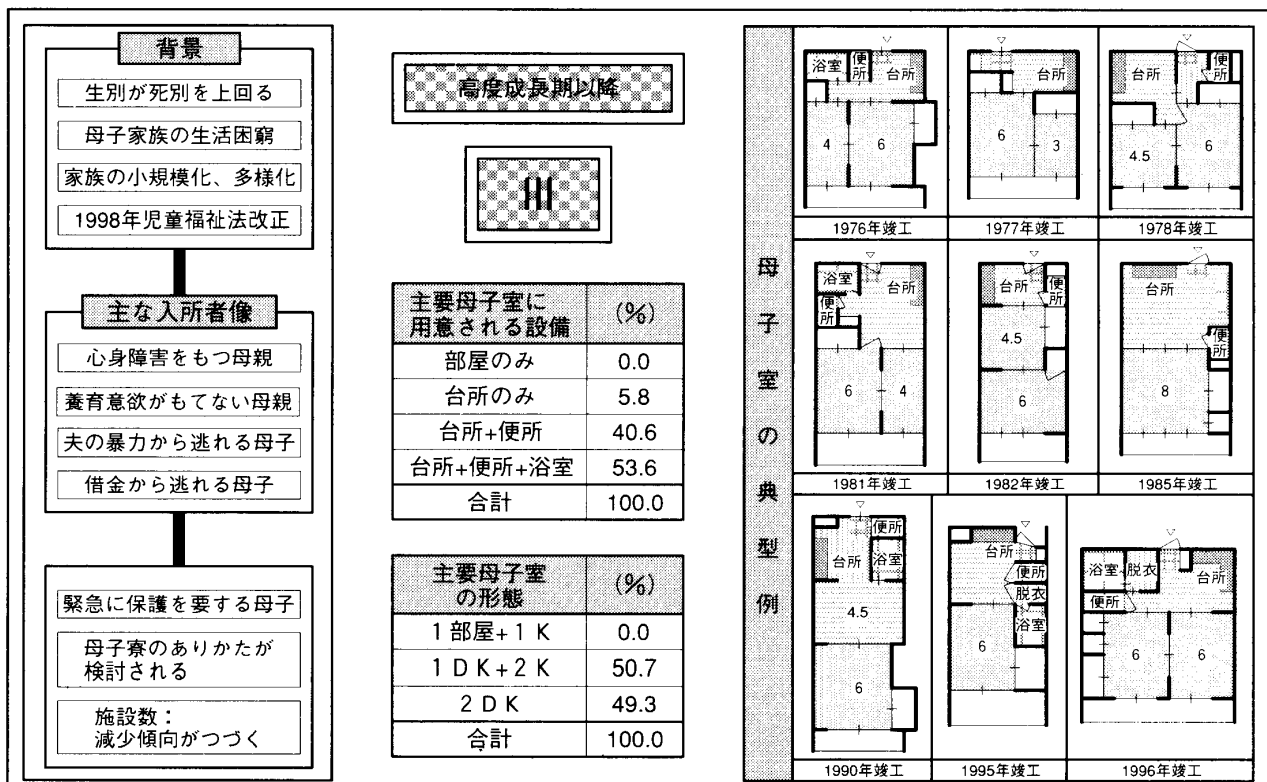


図6 高度成長期以降の母子寮・母子生活支援施設

(3) 高度成長期以降の母子寮・母子生活支援施設〔Ⅲ〕

施設数の激減を受けて、全母協をはじめとする関係者らによって盛んに議論が行われ、母子寮の今後のありかたについて検討された時期である。ところが、入所者のニーズが複雑多様化したことは、関係者の意見の分化や混乱をもたらした¹⁰⁾。加えて施設の老朽化の問題も指摘されはじめた¹¹⁾。これは、多くの施設が戦後直後に建てられたことと、最低基準の低さによってもたらされたものである。

1998年には児童福祉法が改正され、母子寮の目的に「入所者の自立促進のためにその生活を支援する」ことが加えられ、名称が「母子生活支援施設」に変更された。

施設数の減少傾向は現在も続いているのは、第二期以降の入所者の複雑多様化が引き続き進んでいるにもかかわらず、入所ニーズに対応しきれていないことや施設の利用状況の悪さを理由に施設が廃止されているとみることができる。

この時代に建設され現在も運営されている施設の母子室は便所、浴室の順に設けられるようになり、面積的にも以前に比べ大きくなっていく。部屋数としても2室以上を用意する施設があらわれてくる。ただし、食寝分離を考慮すると、入所者の家族構成によってはまだまだ十分に対応できるものとはなっていない。また、面積的な制約があるために、台所などの部分を十分にとることができていない(図6)。

4-3 施設空間の年代別比較

(1) 主要母子室の設備

主要母子室に用意される設備について総計で見ると、「部屋のみ」1.6%、「台所のみ」30.4%、「台所+便所」が32.0%、「台所・便所・浴室」のすべてが設けられているのは全体の36.0%にすぎない。1976年以前に竣工された施設では、半数以上が「台所のみ」か「部屋のみ」であり、住宅としての機能が不十分な施設が多い。

また、便所や浴室が共同の施設では、その使い方や掃除などについて、入所者同士のトラブルが起こりやすいことはアンケートの自由回答からも多くきかれた。特に浴室が共同の場合では、入浴時間が年齢や性別ごと、あるいは家族ごとに決められているなど不便さの問題が大きい。それ以上に共同の浴室もない施設が192施設中24施設あった。これは、国の定める最低基準に「付近に公衆浴場がある場合には、浴室を設けないことができる」¹²⁾という項目のためである。

(2) 主要母子室の部屋数

主要母子室の形態は、総計で見ると「1DK、2K」の食事室と寝室が1部屋確保できる形態が最も多い55.2%となり、次いで「2DK」32.8%、「1K以下」が12.0%である。食事をする部屋以外に寝室が2部屋確保できる形態は全体の32.8%でしかない。

年代別にみると、「2DK」は1976年以降の竣工で49.3%をしめており、1975年以前の竣工では少ない。

1975年以前の主要母子室にみられる「2DK」は複数室を1部屋に改築したものがほとんどである。

母子生活支援施設へは20歳未満の子どもとその母親らが入所する施設であるため、子どもの年齢、人数、性別を考慮すると、寝室が2部屋以上であることが求められる。

4-4 支援内容の特徴

(1) 職員数と認可定員規模

認可定員が20世帯未満の施設の職員数は、大半が5人以下である。また、認可定員20?29世帯の施設では、4人程度の施設と8人程度の施設に大きくわかれており、配置される職員数に開きがある(図7)。

また、職員数認可定員による定員充足率についてみると、職員数が十分に確保されることにより、定員充足率も高くなっている。定員充足率50%未満の施設の75.7%が、職員数5人以下である(図8)。

職員体制については、「地域母子ホーム構想ローズプラン」¹³⁾において、1年365日、1日24時間体制かつ、週40時間労働を遵守していくには、11人以上の職員配置が必要であると示している。しかし、今回の調査でこの職員数を満たしているのは9.0%にすぎなかった。

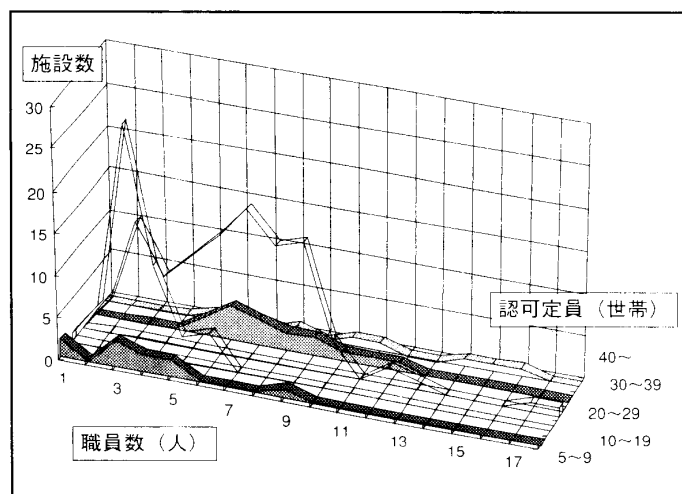


図7 職員数と認可定員規模

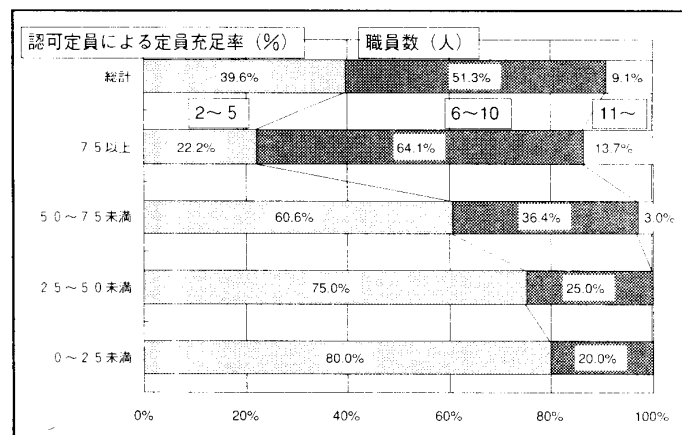


図8 職員数と定員充足率

(2) 夜間・休日管理体制

職員による夜間の管理は50.0%であり、休日の管理は57.7%である。半数近い施設では職員によるサポートが夜間や休日に受けることができていない(図9, 10)。

職員数11人以上の施設では、職員もしくは警備員等がおり、夜間管理を行っている。休日にいたっては、すべての施設に職員がおり、休日管理体制をとっている。

一方で職員数10人以下の施設でも夜間、休日ともに職員を配置している施設もあるが、その施設数は配置される職員数が少なくなるにつれて管理体制もとれなくなっている。

近年の入所者の入所理由は、「DV被害者である」「借金等から逃れるため」が多く、いずれも入所家族の安全を確保する必要がある。したがって、夜間・休日の管理体制を整える必要があり、そのためには職員数の増員が必要不可欠である。加えて、母親らからの相談を受けようにも、母親らが仕事から帰宅して、子どもの食事等を済ませてからでないと、落ち着いた時間はとれない。夜間・休日に職員を配置することは、単に管理体制の強化というだけではない意味をもつ。

(3) 各種支援内容の実施状況

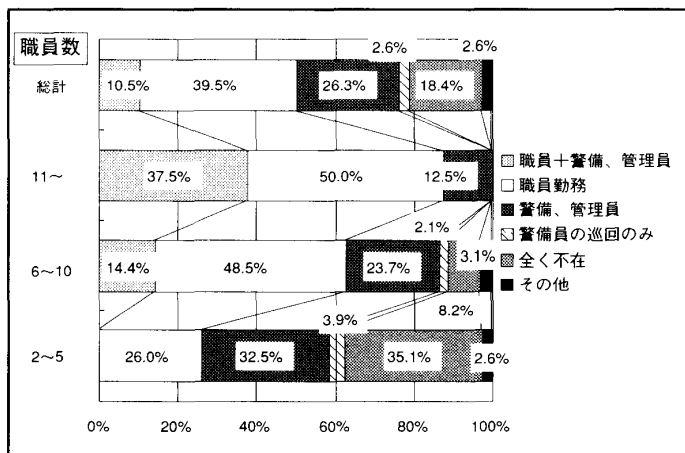


図9 職員数別、夜間管理体制

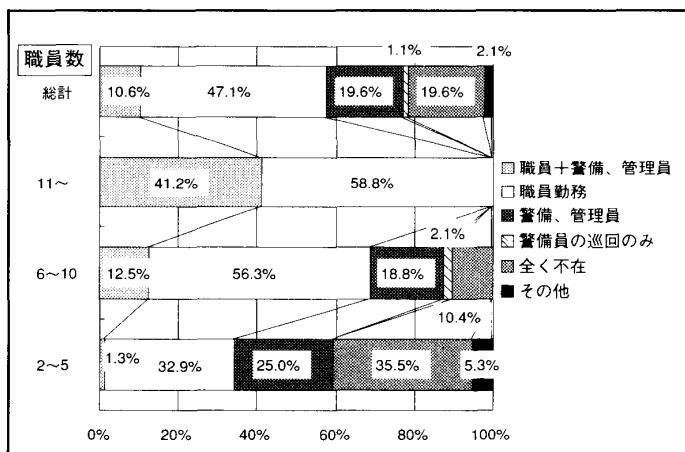


図10 職員数別、休日管理体制

施設内保育は、30.4%の施設で行われていない。職員数11人以上の全ての施設では、施設内保育を行っているが、職員数5人以下の施設では、半数以上が施設内保育を行っていない(図11)。

母子生活支援施設は児童福祉施設であり、子どもが必ず入所する施設である。母親らの身体的・精神的状況、就労状況を考慮すると、保育所で保育するだけでは不十分であるのに、その対応には大きな差がみられた。

母子生活支援施設への入所時期は各家族によって異なっており、保育所の空き具合にも地域差があるため、保育所に入所するまでの期間の施設内保育がまず必要となる。さらに、子ども・母親らの病気のときの保育や、母親らの仕事の都合上の時間外保育などの必要性がある。収入の面からも外部サービスの利用は難しく、それらを母親らひとりが負っていくことにも限界がある。

「ショートステイやトワイライトステイの実施」、「施設内行事に地域住民を招く」、「集居室などを貸し出す」などを実施することで施設を地域に開放している施設については、職員総数が増えるにつれて実施している施設の割合が大きくなっている。

緊急一時保護、アフターケアの実施状況についても、

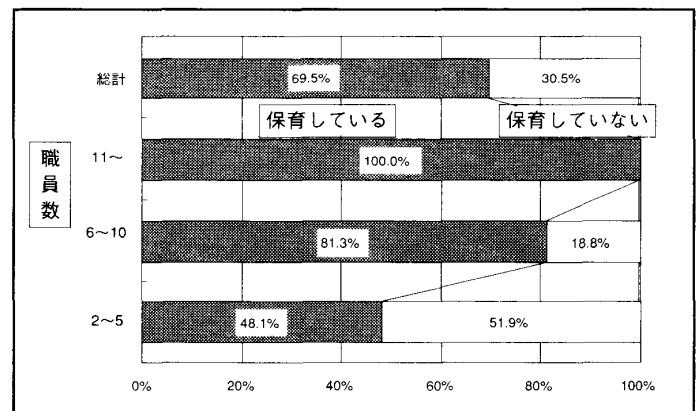


図11 職員数別、施設内保育の実施状況

表1 職員数別、各種支援内容の実施状況

職員数(人)		2~5	6~10	11~	合計
地域への開放	あり	45.5%	72.2%	88.2%	62.8%
	なし	54.5%	27.8%	11.8%	37.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
緊急一時保護	あり	46.1%	56.8%	82.4%	54.8%
	なし	53.9%	43.2%	17.6%	45.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
アフターケア	あり	30.3%	64.2%	94.1%	53.2%
	なし	69.7%	35.8%	5.9%	46.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

職員総数が増えるにつれて、実施施設数の割合が大きくなっている（表1）。

(4) 認可定員による定員充足率と各種支援の実施状況

各支援内容とも「実施している」と回答した割合は、「定員充足率75%以上」が最も大きい。特に施設内保育の実施の有無は定員充足率に大きくかかわっている（図12、表2）。

入所者の「質的变化」以降、入所者のニーズは複雑多様化している。それらに応えるためには、さまざまな支援内容を実施する必要がある。逆にいうと、受入れ体制を整えることによって、さまざまなケースに対応できるようになるといえる。

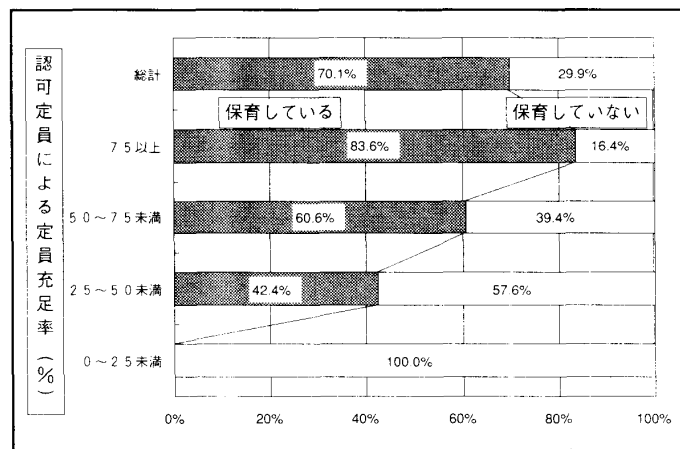


図12 定員充足率別、施設内保育の実施状況

表2 定員充足率別、各種支援内容の実施状況

認可定員による定員充足率 (%)		0~25未満	25~50未満	50~75未満	75~	合計
地域への開放	あり	40.0%	54.5%	51.5%	70.1%	63.3%
	なし	60.0%	45.5%	48.5%	29.9%	36.7%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
緊急一時保護	あり	20.0%	28.1%	60.6%	61.7%	54.6%
	なし	80.0%	71.9%	39.4%	38.3%	45.4%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
アフターケア	あり	40.0%	51.5%	62.5%	82.6%	72.4%
	なし	60.0%	48.5%	37.5%	17.4%	27.6%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5 先進事例

今回回答のあった施設の中には、数は少ないが、厳しい状況のなかでも支援体制を整え、支援内容を充実させ、施設空間も良いものにしてしている施設もある（図13、表3）。

ただし、これらは母子生活支援施設のなかでの先進事例であっても、一般の住宅ではすでに確立されている内

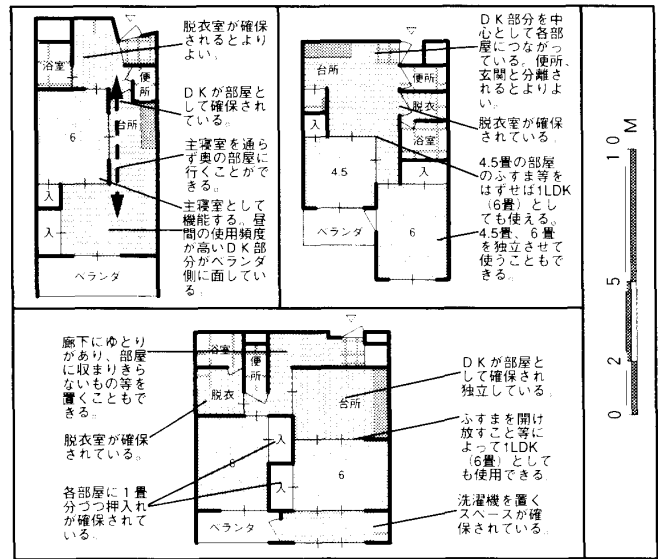


図13 母子室の先進事例

表3 先進的な施設空間を用意している施設

事例	空間的に先進的事柄
A 1981年 竣工	築20年経過した施設だが、設計に職員が積極的にかかわり母子室を充実させており、さらに共用空間に可変性をもたせることで多様なニーズに対応できるものとしている。
B 1995年 竣工	子育て支援センターを併設し地域の子育ての拠点としての役割を担うとともに、母子室部分とセンター部分を階段、EV等で分離することでプライバシーの確保に努めている。
C 1996年 竣工	集会室を地域に貸出しているのだが、入所者の玄関と別に地域住民が集会室に入る玄関を設けており、母子室部分のプライバシーに十分配慮されている。
D 1996年 竣工	母子室が2DKを基本とする形態で、各部屋を独立させたり、ふすまをはずして1LDKとしても使えるかたちである。また、地下に地域交流室を設け母子室部分と分離させている。
E 1997年 竣工	広い中庭が設けられており、その空間を緑などで演出することによって入所者が安らぎ、癒される施設であることを空間的にしめし、職員の意識もそこにあらわれている。

容であることも押さえておかなければならない。母子生活支援施設にはさまざまな生活課題をかかえる家族が入所しており、また、社会福祉施設としての社会的ニーズに迅速に対応する責任もあることから、共用空間、母子室の間取りに融通性が求められる。

6 まとめ

本研究で得られた結果を以下にまとめる。

- ①全国調査から得られた母子生活支援施設の施設空間は、同じ種類の施設とはみられないほど多様である。これは、竣工年による国庫補助面積基準の違いによって現れたものであり、入所者の多様化にあわせた結果ではない。
- ②施設空間を年代別にみると、戦中・終戦直後に竣工した母子寮では、老朽化だけでなく、複数の母子室を一世帯が利用するなどの無理が生じている。高度成長期の竣工では、ようやく母子室内に便所が設けられはじめる。この年代に施設ごとの運営方針の違いが空間の違いとなって現れ始めた。高度成長期以降では、施設数が激減するものの2寝室を用意する施設が現れてくるなど空間的には進歩がみられはじめるが、住宅としてみるならば十分とはいえない。
- ③居住環境としては母子室の設備では、台所、便所、浴室の全てが設けられている施設は4割未満であり、6割もの施設で住宅としての機能が整備されていない。施設空間について全体的にみると、竣工年代別の差はあるが、全般的に居住施設としては非常に貧しい環境となっている。
- ④管理体制では、半数近くの施設が、夜間や休日に職員による管理が行われていない。また、子どもが必ず入所する児童福祉施設でもあるにもかかわらず、3割もの施設で施設内保育が行われていない。適切な生活支援を提供することができていないのが現状である。
- ⑤低い定員充足率の理由には、空間・支援の双方が大きくかかっていることが予想される。入所ニーズが低いのではなく、ニーズにあった施設の体制がとれないことが原因と考えられる。
- ⑥数は少ないが、施設空間と支援内容を充実させている先進事例もみられた。これらは、社会福祉施設としての社会的ニーズに迅速に対応するために、地域への開放や空間に融通性を持たせている点に特徴がある。
- ⑦今後の課題として、生活支援施設としての機能を果たすためには、職員の増員とともに最低基準の見直しを含めた施設空間の改善が必要である。

謝辞

本研究を行うにあたり、京都府立大学福祉社会学部上掛利博先生並びに全国母子生活支援施設協議会の関係者の方々に大変お世話になりました。記して謝意を表します。

本研究は、文部省科学研究費の助成を受けたものの一部である。

注

- 1) 時代的に「母子寮」の表現が適切な場合には「母子寮」を使う。
- 2) 児童福祉法には「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて—(後略)—」とあり、「子どもとその祖母」「子どもとその姉妹」という家族の入所もごく前にある。
- 3) 直訳すれば「家庭内の暴力」だが、ここでは「親密な」関係における男性から女性への暴力を指す。
- 4) 林千代；母子寮の戦後史 — もう一つの女たちの暮らし — ，ドメス出版，1992
- 5) 松原康雄；母子生活支援施設 — ファミリーサポートの拠点 — ，エイデル研究所，1999
- 6) 8施設の廃止，転居先不明，休止中の各理由による返送があった。
- 7) 無記名の郵送調査であるにもかかわらず、これほど高い回収率を得られたことから施設職員の原状の改善に対する意識の高さがうかがえる。
- 8) 1976年には20世帯定員規模の施設で1世帯当たり51.5㎡，90年には55.3㎡，93年には60.4㎡が示されている。ただし、この面積基準は集会室，学習室などの共用空間も含めた1世帯当たり面積である。
- 9) 居住空間のみを必要とするケースが減少し，子育てや母親自身の生活上のニーズが複雑多様化したこと。
- 10) 参考文献：脚注5)
- 11) 「副田義也；母子世帯の質的变化に対応した新しい母子福祉施策に関する研究 — 母子寮の原状と今後の課題 — ，昭和50年度厚生科学研究報告書，1976」で施設建物の老朽化が入所を敬遠させ，その結果定員充足率が低下し十分な職員配置が不可能となり，さらなる定員充足率の低下をまねくという悪循環が指摘されている。
- 12) 1998年の児童福祉法快晴前は「付近に公衆浴場がないときは，浴室を設けること。」となっていた。
- 13) 全母協； — 母子生活支援施設再生のために — 21世紀に向けて家庭・家族福祉の拠点をめざす 地域母子ホーム構想ローズプラン，1998

参考資料

- (1) 林千代；母子寮の戦後史 — もう一つの女たちの暮らし — ，ドメス出版，1992
- (2) 松原康雄；母子生活支援施設 — ファミリーサポートの拠点 — ，エイデル研究所，1999
- (3) 坂本信子，田口信一，近藤政晴，清水明；母と子のきずな，三学出版，1999
- (4) 日本家政学会；変動する家族 — 子ども・ジェンダー・高齢者 — ，建帛社，1999
- (5) 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会；ドメスティック・バイオレンス，有斐閣，1998
- (6) 副田義也；母子世帯の質的变化に対応した新しい母子福祉施策に関する研究—母子寮の原状と今後の課題—，昭和50年度厚生科学研究報告書，1976
- (7) 山崎美貴子；21世紀をめざす母子寮づくり — ともに生き，ともにまなびあう母と子の拠点 — ，平成五年度厚生科学研究報告書，1994
- (8) 全母協； — 母子生活支援施設再生のために — 21世紀に向けて家庭・家族福祉の拠点をめざす 地域母子ホーム構想ローズプラン，1998
- (9) 副田あけみ；敗戦直後における母子寮，母子研究 2 pp.103-118，1979
- (10) 藤崎宏子；母子寮入寮世帯の質的变化，母子研究 2 pp.137-148，1979
- (11) 神原文子；母子家庭の自立条件 — ある母子寮在寮世帯のデータによる生活システム分析の試み — ，愛知県立大学文学部論集37 pp.1-34，1989
- (12) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会；平成10年度全国母子生活支援施設実態調査報告書，1999
- (13) 佐々木伸子，太田真紀子，上野勝代；シングル・ペアレント層に対する支援施策の原状と今後の課題 — 母子世帯におけるNEW HOUSINGの可能性について，日本建築学会大会学術講演梗概集 pp.1067-1068，1996
- (14) 蜂須賀元文，上野勝代，西尾幸一郎；母子生活支援施設の空間構成に関するケーススタディ，日本建築学会大会学術講演梗概集 pp.329-330，2000